



「マイナンバー」の利用と個人情報保護

今月は「マイナンバー」の利用範囲と個人情報の取り扱いについてお知らせします。



どんなときに使うの?

平成28年1月から、法律と条例で定められた、社会保障・税・災害対策の手続きでマイナンバーが必要になります。

このため、市民の皆さんは、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの手続きで、

申請書にマイナンバーの記載を求められることとなります。

また、事業主の方は、従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保障の手続きを行うこととなります。

税の手続きでは、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

例えば、次のような場面で使います

毎年6月の児童手当の現況届の際に市町村にマイナンバーを提示します。



厚生年金の請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。

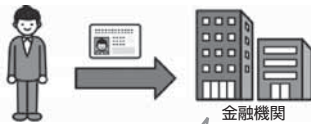


源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提示します。



勤務先は、従業員やその扶養家族のマイナンバーを源泉徴収票などに記載して、税務署や市町村に提出

法定調書等に記載するため、証券会社や保険会社などにマイナンバーを提出します。



顧客のマイナンバーを法定調書などに記載して税務署などに提出



個人情報の取り扱いとは?

マイナンバー制度の安心・安全を確保するため、制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置を講じています。

【制度面】

- ① 法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。
- ② なりすまし防止のため、マイナンバーを収集の際、「本人確認」が義務付けられています。
- ③ マイナンバーが適切に管理されているか、「特定個人情報保護委員会」という国の第三者機関が監視・監督します。
- ④ 法律に違反した場合の罰則を強化しています。

【システム面】

- ① 個人情報は一元管理せず、従来通り、分散して管理します。
- ② 行政機関間の情報のやりとりはマイナンバーを直接使わず、暗号化します。
- ③ システムにアクセス可能な人を制限・管理します。
- ④ 平成29年1月から情報提供等記録開示システム(マイナポータル)を稼働予定。
自宅のパソコンなどを使って、



マイナちゃんのおさらいクイズ

先月号「教えて!マイナンバー①」を読んでくれた人はわかるよね。

問1 マイナンバーは赤ちゃんでももらえる?
A もらえる B もらえない

問2 マイナンバーが通知されるのはいつから?
A H28.1月から B H27.10月から

答えはページをめくって探してね。

政策課市政情報係
355-5728

マイナンバーコールセンター
0570-20-0178
※平日(土日祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後5時30分

自分の個人情報を「いつ、誰が、なぜ提供したのか」不正・不適切な照会が行われていないか確認することが可能になります。

